

東京都通称道路名の設定について

東京都 建設局 道路管理部 路政課

1 はじめに

東京都では、都内の主要な国道や都道に分かりやすく親しみやすい通称道路名を設定するため、「東京都通称道路名検討委員会」を設置し、検討を行ってきましたが、昨年12月に、検討委員会における最終報告を受け、このたび30年ぶりに新たな通称道路名を設定しましたのでご紹介します。

2 背景

東京都では、昭和37(1962)年・38(1963)年と昭和59(1984)年の二度にわたり、都内の主要な国道、都道129路線に通称道路名を設定してきました。これは、道路法に基づき決定される路線名や、都市計画事業に際して付される路線名とは異なり、都民をはじめとする道路利用者に分かりやすく親しみやすい名称を設定し、都内交通の利便を図ることを目的としたものです。これまで設定された通称道路名は既に約50年にわたり、道路案内標識に記載されるとともに、広く交通情報や地図情報としても利用されるなど、高い認知度を得ております。

しかし、前回設定から既に30年が経過し、多摩地域をはじめとして多くの道路が新設・延伸され、新たに通称道路名を設定する必要性が生じたことから、今回、学識経験者や都内区市町村の代表等で構成する「東京都通称道路名検討委員会」を設置し検討を行ったところです。

3 東京都通称道路名検討委員会について

「東京都通称道路名検討委員会」(会長:秋山哲男 一般社団法人日本福祉のまちづくり学会会長。以下「検討委員会」という。)は、都内区市町村の代表や各界の専門家で構成され、東京都建設局長からの依頼により、今回新たに設定する道路の選定及び通称道路名の設定などについて検討を行い、また、新たに設定する通称道路名は、広く都民に普及を図るための取組みが必要であるため、その方法についても検討したところです。

検討委員会は、平成25年4月から12月まで、計5回開催しました。また、9月には中間報告をとりまとめ、関係区市町村の意見等を聴くとともに、広く都民等から意見を聴くため、パブリックコメントを実施しました。それらを踏まえて、平成25年12月に検討委員会としての最終報告書を取りまとめ、以下のような提言がなされました。その後、東京都建設局長により新たな通称道路名を設定したところです。

I 今回の通称道路名の検討

第1 対象とする道路の選定基準

○新規設定道路

- ・都市計画道路として整備されているか、今後整備される見込みの道路
- ・2以上の区市町村にわたる交通上重要な道路であって、既設道路と結び道路網として一体性を有する、概ね5km以上にわたる道路 など

○既設定道路について改定を行うもの

- ・起・終点変更があり、既設道路の一部として一般に考えられている道路
- ・バイパス整備等により、路線として経路変更の必要がある道路 など

第2 通称道路名の設定基準

○基本的な考え方

- ・交通及び観光にとって重要な道路であり、一般に分かりやすく、親しみやすい名称とすることを原則
- ・通称道路名を設定していない道路のうち、既に地域において歴史的な由来を持ち、事実上用いられている名称を持つ道路は、地元区市町村の意見を参考に極力尊重

第3 通称道路名の設定及び既に設定した道路の改定

○新規設定道路 42 路線

○既設定道路について改定を行うもの 12 路線

第4 設定した通称道路名の普及広報について

東京都公報への登載、ホームページやツイッターなどを活用した広報活動をはじめ、地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請、商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動など多様な方法により広く周知を図る。

II 今後の通称道路名の設定

○今後の通称道路名の設定については以下のとおり

- 1 東京都は、事業段階から将来の道路網や広域的な観点を踏まえ、関係自治体との合意形成を図りながら、通称道路名を検討
- 2 検討に際しては、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、関東地方整備局、警視庁（交通管理者）、東京都商店街連合会、東京観光財団、東京バス協会等に対して意見照会を実施、なお、必要に応じて有識者等に個別に意見を聴取
- 3 開通前に当該路線の通称道路名を決定し、公表

4 おわりに

今回新たに設定した通称道路名について、今後、都民や道路利用者から親しまれるよう、また、2020年に開催される東京オリンピックに向け、多様な方法により広く周知を図るとともに、道路案内標識設置等により、継続的な通称道路名の普及に努めてまいります。

最後にこの場をお借りして通称道路名の設定に関わっていただいた検討委員会委員の皆様方、国（関東地方整備局）、警視庁、区市町村の関係各位の方々に、ご協力賜りましたことに心から厚く感謝申し上げます。

新規設定通称道路名一覧表

整理番号	通称道路名	起点	終点
①	はとがや鳩ヶ谷街道	足立区江北2丁目	足立区入谷9丁目
②	こうほくばし江北橋通り	足立区宮城2丁目	葛飾区亀有2丁目
③	かわのて川の手通り	荒川区南千住3丁目	足立区谷中4丁目
④	ゆりのきばしゆりのき橋通り	墨田区東向島6丁目	江戸川区小松川3丁目
⑤	こくさい国際通り	台東区蔵前3丁目	台東区三ノ輪1丁目
⑥	どうかんやま道灌山通り	文京区千駄木3丁目	荒川区西日暮里1丁目
⑦	きよすなおおほし清砂大橋通り	江東区新砂3丁目	江戸川区東葛西9丁目
⑧	ありあけ有明通り	中央区晴海2丁目	江東区有明2丁目
⑨	かんに環二通り	港区虎ノ門2丁目	江東区有明2丁目
⑩	あわしま淡島通り	渋谷区神泉町	世田谷区若林2丁目
⑪	かなめちよう要町通り	豊島区要町1丁目	板橋区小茂根1丁目
⑫	まつばら松原通り	調布市仙川町3丁目	狛江市元和泉3丁目
⑬	ふしみ伏見通り	西東京市北町3丁目	武蔵野市八幡町2丁目
⑭	しんむさしきかい新武蔵境通り	武蔵野市境南町1丁目	武蔵野市関前3丁目
⑮	てんもんだい天文台通り	武蔵野市境2丁目	調布市上石原1丁目
⑯	いなぎおおほし稲城大橋通り	稲城市東長沼	府中市押立町3丁目
⑰	こくぶんじ国分寺街道	小平市上水南町2丁目	府中市府中町1丁目
⑱	たきくぼ多喜窪通り	府中市武蔵台3丁目	国分寺市南町2丁目
⑲	しんふちゆう新府中街道	府中市住吉町4丁目	小平市小川町1丁目

整理番号	通称道路名	起点	終点
⑳	ひの日野バイパス	国立市谷保	八王子市高倉町
㉑	たまものれーる多摩モノレール通り	多摩市南野2丁目	立川市柴崎町4丁目
㉒	みなみたまおねかんせん南多摩尾根幹線道路	町田市小山町	稲城市百村
㉓	しばみぞ芝溝街道	町田市根岸町	町田市大蔵町
㉔	なるせ成瀬街道	町田市成瀬	町田市原町田2丁目
㉕	たまおほし多摩大橋通り	八王子市大和田町2丁目	武蔵村山市本町1丁目
㉖	ひらやま平山通り	八王子市堀之内3丁目	八王子市大和田町2丁目
㉗	みずほ瑞穂バイパス	瑞穂町高根	瑞穂町むさし野3丁目
㉘	にしたまさんぎよう西多摩産業道路	福生市武蔵野台1丁目	青梅市末広町2丁目
㉙	はむら羽村街道	羽村市神明台1丁目	瑞穂町南平1丁目
⑳	ながたばし永田橋通り	日の出町大久野	福生市福生
㉑	しんたきやま新滝山街道	あきる野市牛沼	八王子市左入町
㉒	はちおうじ八王子バイパス	八王子市宇津木町	町田市相原町
㉓	やまだ山田通り	日の出町平井	八王子市上川町
㉔	みやま美山通り	八王子市上川町	八王子市元八王子町3丁目
㉕	たまがわなんがんだい多摩川南岸道路	奥多摩町棚澤	奥多摩町氷川
㉖	おくたましゆうゆう奥多摩周遊道路	奥多摩町川野	檜原村数馬
㉗	はちしよういっしゆう八丈一周道路	八丈町大賀郷	八丈町大賀郷
㉘	はちしようちゆうおう八丈中央道路	八丈町三根	八丈町大賀郷八重根港

整理番号	通称道路名	起点	終点
㉙	はちしようくこう八丈空港道路	八丈町三根	八丈町大賀郷八重根港
㉚	あおがしま青ヶ島本道	青ヶ島村青ヶ島港	青ヶ島村西郷
㉛	としまいっしゆう利島一周道路	利島村利島港	利島村
㉜	みくらじま御蔵島本道	御蔵島村御蔵島港	御蔵島村南郷

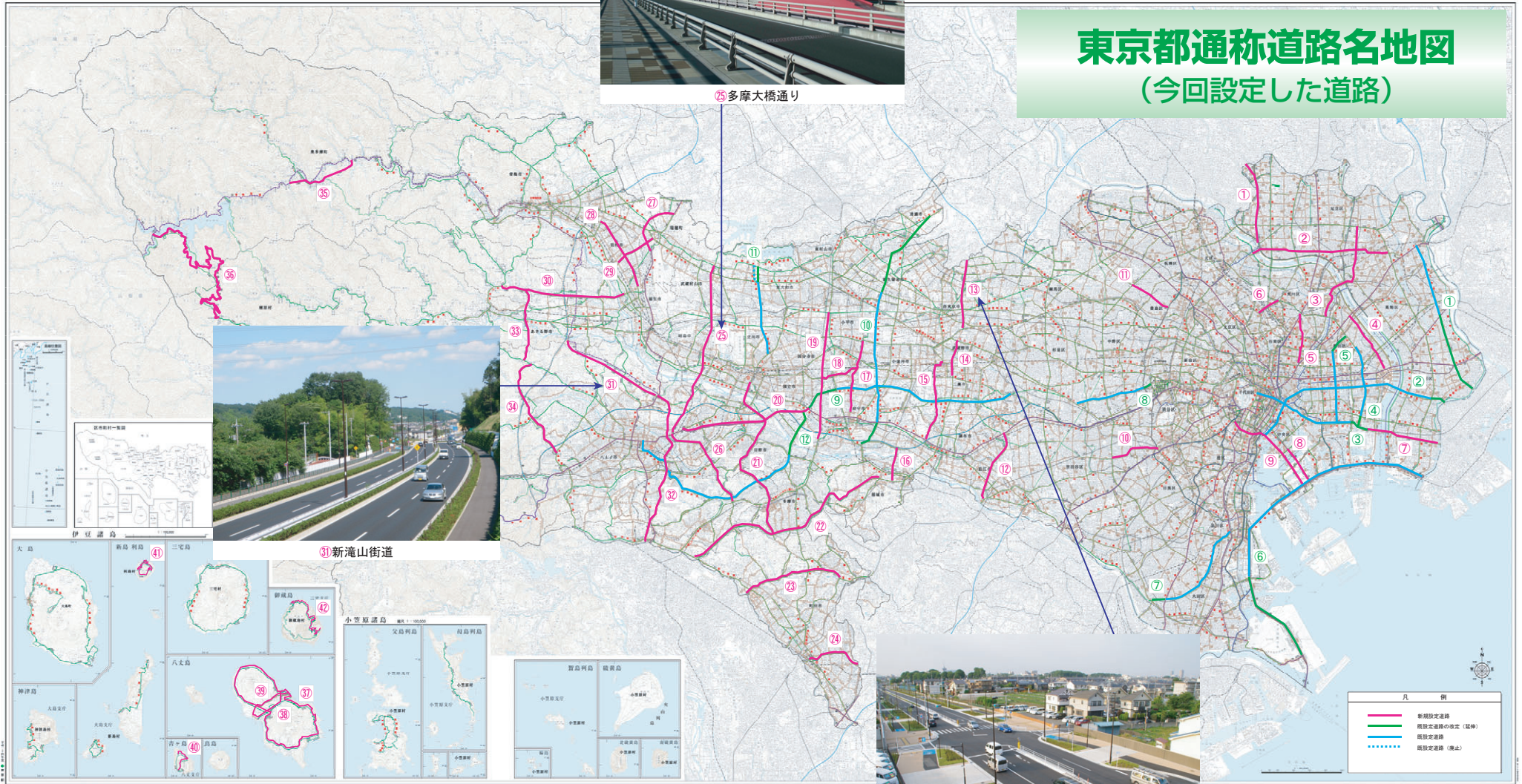
既設定道路の改定一覧表

整理番号	通称道路名	改定内容
①	柴又街道	終点「江戸川区南小岩8丁目」を「江戸川区江戸川1丁目」に変更
②	新大橋通り	終点「江戸川区春江町4丁目」を「江戸川区江戸川3丁目」に変更
③	永代通り	終点「江東区南砂2丁目」を「江東区新砂3丁目」に変更
④	丸八通り	終点「江東区南砂4丁目」を「江東区新砂3丁目」に変更
⑤	四ツ目通り	起点「墨田区業平4丁目」を「墨田区京島1丁目」に変更
⑥	湾岸道路	起点「大田区東海1丁目」を「大田区羽田空港3丁目」に変更
⑦	池上通り	終点「大田区池上8丁目」を「大田区千鳥3丁目」に変更
⑧	方南通り	起点「渋谷区本町3丁目」を「新宿区西新宿5丁目」に変更
⑨	東八道路	終点「府中市栄町3丁目」を「国立市谷保」に変更
⑩	新小金井街道	起点「府中市若松町1丁目」を「府中市是政3丁目」に変更 終点「小平市大沼町2丁目」を「清瀬市下清戸1丁目」に変更
⑪	芋窪街道	東大和市上北台1丁目から東大和市芋窪3丁目(終点)までを経路変更 終点「東大和市芋窪3丁目」を「東大和市蔵敷2丁目」に変更
⑫	野猿街道	終点「日野市百草」を「国立市谷保」に変更



25 多摩大橋通り

東京都通称道路名地図 (今回設定した道路)



凡 例	
—	新規設定道路
—	既設交通路の改定 (延伸)
—	既設交通路
⋯	既設交通路 (廃止)



13 伏見通り